

「環境・社会に配慮した投融資の取組方針」の主な変更点は以下の通り
 (主要箇所を抜粋し記載。改定後の詳細は P. 4 以降参照)

改定前	改定後
セクター横断的に投融資等を禁止する対象	
<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約指定湿地へ負の影響を与える事業 ・ユネスコ指定世界遺産へ負の影響を与える事業 ・ワシントン条約に違反する事業 ・児童労働・強制労働を行っている事業 	<p>■ 対象を追加</p> <p>(左記下線部について、以下の通り改定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強制労働、児童労働、<u>人身取引を引き起こしている事業</u>
セクター横断的に投融資等に留意が必要な対象	
<ul style="list-style-type: none"> ・先住民族の地域社会へ負の影響を与える事業 ・非自発的住民移転に繋がる土地収用を伴う事業 	<p>■ 対象を追加</p> <p>(左記に加え、以下を追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紛争地域における人権侵害を引き起こす、または助長する事業、あるいは人権侵害と直接的に結びついている事業
強制労働・児童労働・人身取引に対する取組方針【新設】	
-	<p>■ 取組方針の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〈みずほ〉は、「みずほの企業行動規範」において、国際的に認められた人権を尊重し行動することを約束しており、また、「人権方針」に基づき、グローバルに展開する事業のバリューチェーンを通じて、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に従い人権を尊重する責任を果たすことを目指している ・取引先に対し、〈みずほ〉の人権方針への理解と事業・サプライチェーンにおける人権への負の影響の防止・軽減と必要に応じた救済策に取り組むことを期待 <p><方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・〈みずほ〉は、強制労働、児童労働、人身取引を事業及びバリューチェーンから排除することを目指し、人権デューデリジェンスを強化 ・与信取引がない企業が強制労働、児童労働、人身取引を引き起こしていることが明白な場合、投融資等を行わない。既に与信取引がある企業が強制労働、児童労働、人身取引を引き起こしていることを確認した場合、是正と再発防止を求める。一定期間経過後も対応がなされない場合、取引継続について慎重に検討する ・取引先が強制労働、児童労働、人身取引を助長またはそれらと直接的に結びつく場合、対応状況の報告や、必要に応じ追加的な対応を求める

移行リスクセクターに対する取組方針	
<p><対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 石炭火力発電、石油火力発電、ガス火力発電、石炭鉱業および石油・ガスを主たる事業とする企業 <p><方針></p> <ul style="list-style-type: none"> <みずほ>は、気候変動に伴う移行リスクへの対応が進展するよう、取引先とエンゲージメントを行う。一定期間を経過しても、移行リスクへの対応に進捗がない取引先への投融資等は、慎重に取引判断を行う。なお、これらの取り組みにあたっては、パリ協定と整合的な各国のエネルギー政策における役割等も考慮する 	<p>■ 対象セクターの追加、対応方針の明示・強化</p> <p><対象></p> <p>(左記に加え、以下を追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄鋼、セメントを主たる事業とする企業 <p><方針></p> <p>(以下の通り改定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <みずほ>は、「環境方針」に基づき、パリ協定の目標に整合したファイナンスポートフォリオへと段階的に転換を図るべく、中長期的に投融資ポートフォリオを通じた温室効果ガス排出量を削減するため、取引先ごとの課題やニーズに応じ、中長期を見据えて、気候変動対応、脱炭素社会への移行を支援していくため、エンゲージメントを積極的に行う <みずほ>は移行リスクセクターの取引先に対し、以下の取り組みを段階的に強化するようエンゲージメントを行う <ul style="list-style-type: none"> 移行に向けた戦略の策定 移行戦略を実効的なものとするための定量目標やKPI(中期・長期)の設定 移行戦略や目標・KPIに基づいた、具体的な取り組みの実行と進捗の開示 GHG 排出量の計測と開示 TCFD またはそれと同等の枠組みに沿った開示充実 <みずほ>はエンゲージメントを通じ、以下の基準をもとに、移行リスクへの対応状況を年1回以上確認する <ul style="list-style-type: none"> 移行リスクへの対応意思 移行戦略の策定有無、定量目標の策定有無 目標の水準、達成手段・取組状況の具体性、実績・客観性など <みずほ>が、取引先に対し、上記に基づくエンゲージメントを初めて行った時から、1年を経過しても、移行リスクへの対応意思がなく移行戦略が策定されない場合¹、取引継続について慎重に判断を行う
<p>特定セクター</p>	
<p>石炭火力発電</p>	<ul style="list-style-type: none"> 石炭火力発電所の新規建設・既存発電所の拡張を資金使途とする投融資等を行わない <u>但し、エネルギー安定供給に必要不可欠であり、且つ、温室効果ガスの削減を実現するリプレースメント案件については慎重に検討の上、対応する可能性がある</u> また、エネルギー転換に向けた革新的、クリーンで効率的 <p>■ 対応方針の強化</p> <p>(左記のうち下線部を削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 石炭火力発電所の新規建設・既存発電所の拡張を資金使途とする投融資等を行わない 但し、エネルギー転換に向けた革新的、かつクリーンで効率的な次世代技術の発展等、脱炭素社会への移行に向けた取り組みについては引き続き支援する <p>(以下を追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 石炭火力発電事業を主たる事業とする企業で、現在<みずほ>と与信取引がない企業とは、与信取引を開始しない

¹ 移行戦略が策定されない場合とは、移行リスクへの対応方針や目標等が一切ない場合を指す

	な次世代技術の発展等、脱炭素社会への移行に向けた取り組みについては引き続き支援する	
石炭採掘（一般炭）	<ul style="list-style-type: none"> 新規の炭鉱採掘（一般炭）を資金使途とする投融資等を行わない 既存の炭鉱採掘（一般炭）を資金使途とする案件については、<u>パリ協定と整合的な方針を表明している国のエネルギー安定供給に資する案件に限り、慎重に検討の上、対応する可能性あり</u> 	<p>■ <u>対応方針の強化・文言の明確化</u> (以下の通り、下線部を明確化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規の炭鉱採掘（一般炭）を資金使途とする投融資等を行わない 既存の炭鉱採掘（一般炭）を資金使途とする案件については、<u>温室効果ガス排出量を2050年にネットゼロとする目標²を掲げる国のエネルギー安定供給に不可欠な案件に限り、慎重に検討の上、対応する可能性あり</u> <p>(以下を追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般炭採掘事業を主たる事業とする企業で、現在(みずほ)と与信取引がない企業とは、与信取引を開始しない
石油・ガス	<ul style="list-style-type: none"> 北極圏での石油・ガス採掘事業、オイルサンド、シェールオイル・ガス事業を資金使途とする投融資等を行う場合は、適切な環境・社会リスク評価を実施 	<p>■ <u>対応方針の強化</u> (以下を追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> パイプライン事業を資金使途とする投融資等を行う場合は、適切な環境・社会リスク評価を実施
大規模農園	<ul style="list-style-type: none"> FPICの尊重やNDPE等の環境・人権への配慮を定めた方針の策定を取引先に求める 	<p>■ <u>対応方針の強化・定義の明確化</u> (大規模農園事業の定義を明確化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模農園事業とは、1万ha以上を対象とし、大豆・天然ゴム・カカオ・コーヒー等の栽培や、放牧地としての利用等を目的とした事業を含む <p>(以下を追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> FPICの尊重やNDPE等の環境・人権への配慮を定めた方針の策定について、取引先のサプライチェーンにおいても同様の取り組みがなされるよう、サプライチェーン管理の強化、トレーサビリティの向上を要請
パームオイル	<ul style="list-style-type: none"> FPICの尊重やNDPE等の環境・人権への配慮を定めた方針の策定を取引先に求める 	<p>■ <u>対応方針の強化</u> (以下を追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> FPICの尊重やNDPE等の環境・人権への配慮を定めた方針の策定について、取引先のサプライチェーンにおいても同様の取り組みがなされるよう、サプライチェーン管理の強化、トレーサビリティの向上を要請
木材・紙パルプ	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な森林認証制度の取得状況、先住民族や地域社会とのトラブルの有無等に十分に注意を払い取引判断を行う FPICの尊重やNDPE等の環境・人権への配慮を定めた方針の策定を取引先に求める 	<p>■ <u>対応方針の強化</u> (以下を追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高所得OECD加盟国以外の国において、森林伐採事業に投融資等を行う際には、FSC認証またはPEFC認証の取得を求め、認証の取得に期間を要する場合、充足に向けた期限付きの計画策定を求める FPICの尊重やNDPE等の環境・人権への配慮を定めた方針の策定について、取引先のサプライチェーンにおいても同様の取り組みがなされるよう、サプライチェーン管理の強化、トレーサビリティの向上を要請

² Nationally Determined Contribution (自国が決定する貢献)

環境・社会に配慮した投融資の取組方針の概要

I. 環境・社会に配慮した投融資の取組方針（以下「本方針」）の考え方

- 企業には社会の持続可能な発展への貢献が期待されており、企業の決定や事業活動が社会および環境に及ぼす影響に対し、ステークホルダーの期待に配慮し、国際規範と整合した透明かつ倫理的な行動が求められています。
- 〈みずほ〉は、「みずほの企業行動規範」、「環境方針」、「人権方針」において環境に配慮して行動すること、国際的に認められた人権を尊重して行動することを約束しており、社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、様々なステークホルダーの期待を踏まえて、活動基盤である社会との関わりにおいて責任を十分に果たす企業行動を実践し、社会・経済の持続的な発展と社会的課題の解決に貢献していきます。
- 気候変動や生物多様性保全を含む環境問題に対しても、金融仲介機能やコンサルティング機能を発揮し、環境へのポジティブな影響の拡大とネガティブな影響の回避・低減に努めていきます。
- 環境・社会的課題に対して適切な対応を行っている企業への資金提供や資金調達支援等（以下「投融資等」）の金融サービスの提供を行うことは、〈みずほ〉の社会的責任と公共的使命を果たすことに繋がる一方で、気候変動への対応、生物多様性保全、人権尊重をはじめとする環境・社会的課題を抱え、ステークホルダーの期待に配慮した適切な対応を行わない企業と取引することのリスクを認識しています。

II. 対象業務と運営方法

（1）対象業務

- 自らの判断に基づき取引先に資金提供を行う業務（例：融資業務³、個別株への自己勘定投資）、取引先の資金調達の支援を行う業務（例：引受業務）、または自らの名義で資産を保有し取引先の事業を支援する業務（例：信託受託業務⁴）

（2）運営方法

- 「セクター横断的に投融資等を禁止する対象」については、投融資等を禁止します。

³ コーポレートファイナンス、プロジェクトファイナンスを含む

⁴ 資産運用業務にかかるものは除く

- 「セクター横断的に投融資等に留意が必要な対象」「強制労働・児童労働・人身取引に対する取組方針」「移行リスクセクターに対する取組方針」「特定セクターに対する取組方針」については、それぞれの「認識すべきリスク」を踏まえ、リスクの低減・回避に向け取引先の対応状況を確認するなど、各々の業務特性を踏まえた対応を実施の上、取引を判断します。
- また本方針に基づき、主要子会社においては、各セクターの特定の取引先に対して、ESG や気候変動に伴う機会とリスクについて、中長期的な課題認識の共有を目的としたエンゲージメントも実施します。

III. 本方針に関する具体的な対応

1. セクター横断的に投融資等を禁止する対象

- 以下に該当する事業は、環境・社会に対する重大なリスクまたは負の影響を内包していることから、〈みずほ〉は、投融資等を行いません。
 - ・ ラムサール条約指定湿地へ負の影響を与える事業
 - ・ ユネスコ指定世界遺産へ負の影響を与える事業（当該国政府およびUNESCOから事前同意がある場合を除く）
 - ・ ワシントン条約に違反する事業（各国の留保事項には配慮）
 - ・ 強制労働、児童労働、人身取引を引き起こしている事業

2. セクター横断的に投融資等に留意が必要な対象

- 以下に該当する事業は、環境・社会に対する重大なリスクまたは負の影響を内包していることから、〈みずほ〉は、投融資等を検討する際には、リスク低減・回避に向け取引先の対応状況を確認し、慎重に取引判断を行います。
 - ・ 先住民族の地域社会へ負の影響を与える事業
 - ・ 非自発的住民移転に繋がる土地収用を伴う事業
 - ・ 紛争地域における人権侵害を引き起こす、または助長する事業、あるいは人権侵害と直接的に結びついている事業

3. 強制労働・児童労働・人身取引に対する取組方針

〈みずほ〉は、「みずほの企業行動規範」において、国際的に認められた人権を尊重して行動することを約束しており、また、「人権方針」に基づき、グローバルに展開する事業のバリューチェーンを通じて、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に従い人権を尊重する責任を果たすことを目指しています。

また、〈みずほ〉は、取引先に対し、〈みずほ〉の人権方針への理解と、事業・サプライチェーンにおける人権への負の影響の防止・軽減と必要に応じた救済策に取り組むことを期待しています。

上記を踏まえて、〈みずほ〉は、強制労働、児童労働、人身取引のリスクを伴う企業に対する取組方針を定めます。

(認識すべきリスクの概要)

企業は、自らの事業活動を通じて、強制労働、児童労働、人身取引を引き起こすリスクや助長するリスクや、企業の事業・商品またはサービスが、強制労働、児童労働、人身取引と直接的に結びつくリスクがあります。

(方針)

- ・ 〈みずほ〉は、強制労働、児童労働、人身取引を事業及びバリューチェーンから排除することを目指し、人権デューデリジェンスを強化します。
- ・ 現在〈みずほ〉と与信取引がない企業と新たに投融資等の取引を開始する時、または既に与信取引がある企業について強制労働、児童労働、人身取引に関わっている可能性があるとの情報を把握した場合は、強制労働、児童労働、人身取引のリスクを確認します。
- ・ 上記の確認結果を踏まえて、以下の対応を行います。
 - ① 〈みずほ〉と与信取引がない企業について、強制労働、児童労働、人身取引を引き起こしていることが明白である場合は、投融資等を行いません。
 - ② 既に与信取引がある企業が強制労働、児童労働、人身取引を引き起こしていることを確認した場合には、当該事象への是正と再発防止を求めます。一定期間が経過しても当該求めに対して対応がなされない場合、取引継続について慎重に検討を行います。
 - ③ 取引先が強制労働、児童労働、人身取引を助長またはそれらと直接的に結びつく場合、当該事象への対応状況についての報告、および必要に応じ追加的な対応を求めます。

4. 移行リスクセクターに対する取組方針

〈みずほ〉は、気候変動は、さまざまな経済・社会的課題とも密接に結びついており、中長期的な視点での対応が必要な重要課題であると認識しており、以下の気候変動に伴う移行リスクに晒される可能性が高いセクターの企業に対する取組方針を定めます。

(対象)

石炭火力発電、石油火力発電、ガス火力発電、石炭鉱業、石油・ガス、鉄鋼、セメントを主たる事業とする企業

(認識すべきリスクの概要)

上記を主たる事業とする企業は、脱炭素社会への転換に起因する移行リスク（政策リスク、技術リスク、評判リスク等）に晒される可能性が高く、移行リスクへの対応が適切になされなかった場合、気候変動や大気汚染への懸念が高まるリスクがあります。

(方針)

- ・ 〈みずほ〉は、「環境方針」に基づき、パリ協定の目標に整合したファイナンスポートフォリオへと段階的に転換を図るべく、中長期的に投融資ポートフォリオを通じた温室効果ガス排出量を削減していきます。そのために、取引先ごとの課題やニーズに応じ、中長期を見据えて、気候変動対応、脱炭素社会への移行を支援していくため、取引先とエンゲージメント（建設的な対話）を積極的に行います。
- ・ 〈みずほ〉は移行リスクセクターの取引先に対し、以下の取り組みを段階的に強化するようエンゲージメントを行います。
 - 移行に向けた戦略の策定
 - 移行戦略を実効的なものとするための定量目標やKPI（中期・長期）の設定
 - 移行戦略や目標・KPIに基づいた、具体的な取り組みの実行と進捗の開示
 - GHG 排出量の計測と開示
 - TCFD またはそれと同等の枠組みに沿った開示の充実
- ・ 移行リスクセクターの取引先については、企業の主たる事業と移行リスクへの対応状況に基づき、リスク区分を特定します。
- ・ 〈みずほ〉は、エンゲージメントを通じて、以下の基準をもとに、移行リスクへの対応状況を年1回以上確認します。
 - 移行リスクへの対応意思
 - 移行戦略の策定有無、定量目標の策定有無
 - 目標の水準、達成手段・取組状況の具体性、実績・客観性など

- ・ 〈みずほ〉が、取引先に対し、上記に基づくエンゲージメントを初めて行った時から、1年を経過しても、移行リスクへの対応意思がなく移行戦略が策定されない場合、取引継続について慎重に判断を行います。

5. 特定セクターに対する取組方針

〈みずほ〉では、環境・社会に対し負の影響を及ぼす可能性の高さという観点から、以下のようなセクター等との取引においては、気候変動への対応や生物多様性保全、人権尊重をはじめとする環境・社会的課題に対する取引先の対応状況を確認した上で取引判断を行います。

① 兵器

戦争・紛争における殺傷・破壊を目的とする兵器の製造を資金用途とする投融資等は回避します。また、クラスター弾、対人地雷、生物化学兵器についてはその非人道性を踏まえ、資金用途に関わらず、これらを製造する企業に対する投融資等を行いません。

② 石炭火力発電

(認識すべきリスクの概要)

石炭火力発電は、他の発電方式対比温室効果ガス排出量が多く、硫黄酸化物・窒素酸化物等の有害物質を放出する等、気候変動や大気汚染への懸念が高まるリスクがあります。

(方針)

- ・ 石炭火力発電事業を主たる事業とする企業について、現在〈みずほ〉と与信取引がない企業とは、与信取引を開始しません。
- ・ 石炭火力発電所の新規建設・既存発電所の拡張を資金用途とする投融資等を行いません。
- ・ 但し、エネルギー転換に向けた革新的、かつクリーンで効率的な次世代技術の発展等、脱炭素社会への移行に向けた取り組みについては引き続き支援していきます。

③ 石炭採掘（一般炭）

(認識すべきリスクの概要)

石炭採掘（一般炭）は、適切に管理されない場合、炭鉱から排出される有害廃棄物による生態系への影響や炭鉱落盤事故による死傷者の発生等、環境・社会に負の影響を及ぼし得るリスクがあります。また、採掘された石炭は、将来の火力発電所

等での燃焼を通じた温室効果ガス排出量増加をもたらす可能性があります。

(方針)

- ・ 石炭採掘（一般炭）の事業を行う企業に投融資等を行う際には、上記のリスクへの対応状況に十分に注意を払い取引判断を行います。
- ・ 一般炭採掘事業を主たる事業とする企業について、現在〈みずほ〉と与信取引がない企業とは、与信取引を開始しません。
- ・ 新規の炭鉱採掘（一般炭）を資金用途とする投融資等を行いません。
- ・ 既存の炭鉱採掘（一般炭）を資金用途とする案件については、温室効果ガス排出量を 2050 年にネットゼロとする目標を掲げる国のエネルギー安定供給に不可欠な案件に限り、慎重に検討の上、対応する可能性があります。

④ 石油・ガス

(認識すべきリスクの概要)

- ・ 石油・ガス採掘やパイプライン事業は、石油・ガス流出事故による海洋・河川の汚染ならびに先住民族の人権侵害等、環境・社会に負の影響を及ぼし得るリスクがあります。
- ・ また、パイプライン事業は、敷設時だけでなく稼働後であってもオイル漏洩や森林伐採などによる環境負荷や先住民族の人権侵害等のリスクがあります。
- ・ 北極圏（北緯66度33分以上の地域）は、希少生物の保護や先住民族の生活に配慮が必要な地域であり、また、オイルサンド、シェールオイル・ガスは、開発時の環境負荷が大きく、先住民族の人権侵害等のリスクがあります。

(方針)

- ・ 投融資等を行う際には、環境に及ぼす影響および先住民族や地域社会とのトラブルの有無等に十分に注意を払い、取引判断を行います。
- ・ 北極圏での石油・ガス採掘事業、オイルサンド、シェールオイル・ガスの採掘事業、パイプライン事業を資金用途とする投融資等を行う場合は、適切な環境・社会リスク評価を実施します。

⑤ 大規模水力発電

(認識すべきリスクの概要)

大規模水力発電所⁵は、建設に際し、河川流域における生態系への影響や生物多様性の毀損、先住民族・地域住民の移転等に伴う人権侵害等、環境・社会に負の影響を及ぼし得るリスクがあります。

⁵ 出力 25MW 以上かつダムの壁の高さが 15m 以上

(方針)

- ・ 投融資等を行う際には、環境に及ぼす影響および先住民族や地域社会とのトラブル等に十分に注意を払い、取引判断を行います。
- ・ 大規模水力発電を資金使途とする投融資等については、取引先に対しHydropower Sustainability Assessment Protocolに基づく環境・社会アセスメントを推奨します。

⑥ 大規模農園

(認識すべきリスクの概要)

大規模農園事業⁶は、開発・操業にあたって、天然林の伐採・焼き払いによる森林破壊や生物多様性の毀損等の環境問題、先住民族の権利侵害や児童労働等の人権問題が起こるリスクがあります。

(方針)

- ・ 〈みずほ〉は、投融資等を行う際には、環境や社会的課題への対応状況に十分に注意を払い取引判断を行います。
- ・ 当該セクターの取引先については、地域住民等への「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC: Free, Prior and Informed Consent)の尊重や「森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ」(NDPE: No Deforestation, No Peat and No Exploitation)等の環境・人権への配慮を定めた方針の策定を求めます。
- ・ 取引先のサプライチェーンにおいても同様の取り組みがなされるよう、サプライチェーン管理の強化、ならびにトレーサビリティの向上を要請します。

⑦ パームオイル

(認識すべきリスクの概要)

パームオイルは人々の暮らしや社会の維持に欠かせない重要な原料である一方で、生産過程で先住民族の権利侵害や児童労働等の人権問題、天然林の伐採・焼き払いや生物多様性の毀損などの環境問題が起こり得るリスクがあります。

(方針)

- ・ 〈みずほ〉は、上記の人権侵害や環境破壊への加担を避けるため、持続可能なパーム油の国際認証等の取得状況や、先住民族や地域社会とのトラブルの有無等に十分に注意を払い取引判断を行います。

⁶ 1万ha以上を対象とし、大豆・天然ゴム・カカオ・コーヒー等の栽培や、放牧地としての利用等を目的とした事業を含む

- ・ 具体的には、全ての農園に対し、RSP0認証取得を求めることとし、全ての農園に対するRSP0認証取得に期間を要する場合は、充足に向けた期限付きの計画策定を求めます。RSP0認証の取得予定がない場合は、RSP0認証と同水準の対応と、対応状況にかかる定期的な報告を求めます。充足に期間を要する場合は、充足に向けた期限付きの計画策定を求めます。
- ・ 取引期間において、違法な活動が確認された場合には早急に改善を促します。また、社会的課題に対して適切な対応がなされていない場合には、改善に向けてエンゲージメントを実施し、改善策が不十分である場合は新規の投融資等は実施しません。
- ・ 当該セクターの取引先については、地域住民等への「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC: Free, Prior and Informed Consent)の尊重や「森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ」(NDPE: No Deforestation, No Peat and No Exploitation)等の環境・人権への配慮を定めた方針の策定を求めます。
- ・ 取引先のサプライチェーンにおいても同様の取り組みがなされるよう、サプライチェーン管理の強化、ならびにトレーサビリティの向上を要請します。

⑧ 木材・紙パルプ

(認識すべきリスクの概要)

木材・紙パルプは人々の暮らしや社会の維持に欠かせない重要な原料である一方で、生産過程で先住民族の権利侵害や児童労働等の人権問題、天然林の伐採・焼き払いや生物多様性の毀損などの環境問題が起こるリスクがあります。

(方針)

- ・ 〈みずほ〉は、上記の人権侵害や環境破壊への加担を避けるため、国際的な森林認証制度の取得状況、先住民族や地域社会とのトラブルの有無等に十分に注意を払い取引判断を行います。
- ・ 具体的には、高所得OECD加盟国以外の国において、森林伐採事業に投融資等を行う際には、FSC認証またはPEFC認証の取得を求めることとし、FSC認証またはPEFC認証取得に期間を要する場合、充足に向けた期限付きの計画策定を求めます。
- ・ 取引期間において、違法な活動が確認された場合には早急に改善を促します。また、社会的課題に対して適切な対応がなされていない場合には、改善に向けてエンゲージメントを実施し、改善策が不十分である場合は新規の投融資等は実施しません。
- ・ 当該セクターの取引先については、地域住民等への「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC: Free, Prior and Informed Consent)の尊重

や「森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ」(NDPE: No Deforestation, No Peat and No Exploitation)等の環境・人権への配慮を定めた方針の策定を求めます。

- ・ 取引先のサプライチェーンにおいても同様の取り組みがなされるよう、サプライチェーン管理の強化、ならびにトレーサビリティの向上を要請します。

IV. 本方針に関するガバナンス等

1. ガバナンス

外部環境変化と本方針の運用結果を踏まえて、認識すべきリスクや対象となるセクター等の適切性・充分性について、経営会議や経営政策委員会等で定期的にレビューし、方針の見直しと運営の高度化を図ります。

今般の本方針の改定について、みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券、米州みずほは、本方針の運用体制を整備し、2022年7月1日より運用を開始します。

2. 教育・研修

〈みずほ〉は、役職員が環境・人権課題に対する理解を深めるための啓発・研修や、役職員が関連する規程や手続きを遵守するため教育研修・周知徹底に取り組みます。

3. ステークホルダー・コミュニケーション

〈みずほ〉は、本件取り組みにおいては、多様なステークホルダーとのエンゲージメントを重視し、〈みずほ〉の取り組みが社会の常識と期待に沿うものとなるように努めます。